

5 . 欠席する場合、急なお迎えについて

(1) 欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校を休むときは必ず学校へ連絡してください。
連絡方法は、原則として連絡帳を近所の児童に預けてください。
連絡カードは、必要事項を記入して連絡帳の表紙の裏に貼ってください。
電話の場合は、午前 8 時 0 0 分ごろまでに連絡をしてください。

年 組 番 ですが、 のため(欠席・遅刻・早退)
します。

参考例

(2) 特別な状況での欠席

病気で学校を休む場合に、お子さんがかかった病気によっては、学校を休んでも欠席あつかいにならない場合があります。これを「出席停止」といいます。



「出席停止」は学校での感染を防ぐためでもありますが、何よりお子さん自身の治療と休養のためです。

下記の病気と診断された場合は、「学校感染症証明書」の用紙を学校よりお渡ししますので、医師の証明をもらってください。なお、長浜小学校ホームページからも証明書をダウンロードできます。

文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

種類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がA型インフルエンザウイルスでその血清亜型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで

第 二 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)・	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

ただし、第 2 種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

その他の感染症について

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上で判断します。

例) 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病
ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎

* 学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条より作成

参考文献：学校において予防すべき感染症の解説(文部科学省)

1 出席停止とは

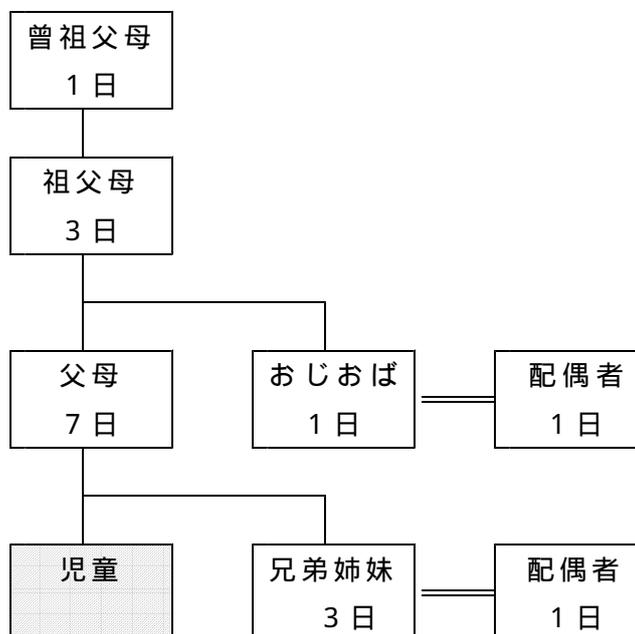
集団感染を防止するため、学校保健安全法に基づき、学校医(医師)の意見を聞き、校長が命ずるものです。

2 出席停止の期間

学校医(医師)の指示する期間、医師の許可があるまで休みます。

(3) 忌引きになる場合

親戚などの身内にご不幸があったとき、それに関連して学校を休んだ場合、忌引き扱いとなり、欠席にならない場合があります。また、お子さんと亡くなられた方との続柄によって、忌引きになる日数が異なります。



* なお、遠隔地に行く必要がある場合は、往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任の方で把握します。

(4) 急なお迎えについて

来校される前に必ず電話でその旨を学校へ連絡ください。来校されましたら、玄関口のインターホンで迎えに来られた旨をお話してください。職員が対応します。児童の引き渡しについては、職員室もしくは保健室で行います。